

○知事が管理する公文書の開示に関する規則（原文縦書）

平成九年八月二十九日

山口県規則第七十九号

改正 平成一三年三月二三日規則第六号

令和元年六月二八日規則第二号

令和五年三月二八日規則第二六号

知事が管理する公文書の開示に関する規則をここに公布する。

知事が管理する公文書の開示に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号。以下「条例」という。）第三十条の規定に基づき、知事が管理する公文書の開示について必要な事項を定めるものとする。

（平一三規則六・令五規則二六・一部改正）

（開示請求の手続）

第二条 条例第六条第一項第三号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求める開示の実施の方法

二 写しの送付の方法による公文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第六条第一項の書面は、公文書開示請求書（別記様式）によらなければならない。

（平一三規則六・令五規則二六・一部改正）

（条例第十一条第一項の実施機関が定める事項）

第三条 条例第十一条第一項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示を実施する日時

二 開示を実施する場所

三 開示の実施の方法

2 前項第三号の方法が写しの送付である場合における条例第十一条第一項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる事項とする。

（令五規則二六・追加）

（第三者に通知する事項）

第四条 条例第十五条第一項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第十五条第二項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 条例第十五条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(平一三規則六・追加、令五規則二六・旧第三条繰下・一部改正)

(公文書の持出禁止)

第五条 公文書の閲覧、聴取又は視聴をしようとする者は、当該公文書を開示の実施を受ける場所以外の場所に持ち出してはならない。

(令五規則二六・追加)

(閲覧等の停止又は禁止)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公文書の閲覧、聴取又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

一 前条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

二 公文書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

(平一三規則六・旧第三条繰下・一部改正、令五規則二六・旧第四条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成九年九月一日から施行する。

附 則 (平成一三年規則第六号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年規則第二号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和五年規則第二六号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別記様式(第2条関係)

※整理番号	
-------	--

公文書開示請求書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
請求者 住所又は居所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり公文書の開示を受けたいので、山口県情報公開条例第6条第1項の規定により請求します。

記

公文書の 名称又は内容	
求める開示の 実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴
	写しの交付 <input type="checkbox"/> 用紙に複写又は出力したものの交付 <input type="checkbox"/> CD-Rに複写したものの交付
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記入すること。) ()
	写しの送付の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否
連絡先	職氏名 (電話 局 番)

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 請求者の住所又は居所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
3 該当する□にレ印を記入すること。
4 「連絡先」欄は、請求者が法人その他の団体である場合であつて、その代表者以外の者が担当者であるときに記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式（第2条関係）

（令5規則26・全改）